

東大和市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する  
条例

東大和市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年条例第5号）の一部を次のように改正する。

付則第5条第1項の表右欄及び同条第2項の表右欄中「0.86」を「0.88」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の付則第5条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支給すべき事由が生じた傷病補償年金及び休業補償並びに施行日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金で施行日以後の期間について支給すべきものについて適用し、施行日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金で施行日前の期間について支給すべきもの及び施行日前に支給すべき事由が生じた休業補償については、なお従前の例による。